

吹田市障害者支援業務等委託事業者募集要項等の質問に対する回答書

平成 30 年 9 月 28 日
(2018 年)

1 募集要項 P1.第 1-6- (1)

Q：募集ブロックについて、どこも決まらない場合、どのように来年度スタートさせるのか。

A：受託法人が決まらないブロック（地域）があった場合、改めて公募による選定を実施します。

なお、受託法人決定までの間、市が直営で事業実施します。

2 募集要項 P4.第 1-7- (1)

Q：片山・岸部、豊津・江坂・南吹田、千里山・佐井寺の場合、2019 年度は人件費 12,954,223 円、事務費 2,567,079 円とされているが、同地域での事務費に含まれる家賃代（上限額）はいくらになるのか。

A：月額 104,400 円です。ただし、事務費においては、「平成 31 年度（2019 年度）～平成 35 年（2023 年度）障害者相談支援業務等委託事業の収支管理について」の P2-2- (3) に記載しているとおり、別の費目から充当することを可能としております。

3 募集要項 P4.第 1-7- (1)

Q：人件費上限額（例えばセンター以外の地域で 2019 年度 12,954,223 円）を超えて当該支出を行った場合、事務費が基準額以下の執行の場合、事務費から流用することは可能か。また事務所家賃代についても同様か。

A：人件費については、上限額を超えて支出を行ったとしても、事務費からの充当は認めません。

事務費の精算については、「平成 31 年度（2019 年度）～平成 35 年（2023 年度）障害者相談支援業務等委託事業の収支管理について」の P2-2- (3) にお示しのとおりです。

4 募集要項 P4.第 1-7- (1)

Q：委託事業を受けたときに、事務費や人件費、家賃等の必要経費は市から委託料として確保できますが、人員を 3 名委託業務に就かせる法人としての報酬はどのように

なるのでしょうか？

人員を費やす以上、人件費と事務費だけでは法人として成り立たなくなります。
予算等具体的に教えてください。

A：人件費は、12,954,223 円、事務費は、内本町、亥の子谷、千里 NT 障がい者相談支援センターは 1,111,289 円、片山・岸部、豊津・江坂・南吹田、千里山・佐井寺障がい者相談支援センターは 2,567,079 円です。人件費等委託業務の運営に係る費用につきましては、上記の委託費にて運用してください。
精算方法については、別紙 2「収支管理について」にお示しのとおりです。

5 募集要項 P4.第 1-7- (1)

Q：「お支払いする委託料」の項目（1）にある表の金額と、別紙 2 「障害者相談支援業務等委託事業の収支管理について」の項目（2）のウにある表の金額との関連は、どのようになっているのか？

A：募集要項に記載している委託料は、収支管理に記載している委託料の人件費及び事務費を合算し、千円単位を切り上げている数字となっております。収支管理に記載している①が家賃無、②が家賃有の委託料を示しています。

6 募集要項 P4.第 1-7- (3)

Q：地域包括支援センター運営業務委託仕様書 P.21 第 10 委託料の取り扱い 3 委託料の事務費について（1）用途に関する一定の基準については、ア事務機器・自転車・バイクの備品購入費と自転車・バイクの備品購入が認められているが、障害者相談支援運営業務等委託仕様書（別紙 2）収支管理について P3 3 委託料の事務費について（4）イ備品関係 では、バイク、軽自動車の購入及びリース経費についても認められません。となっている。

訪問での相談支援業務も多くあるが、地域包括支援センターと事務費の取り扱いについて相違があるのはなぜか。

A：事業及び業務内容が異なるため、事務費の取り扱いについては、事業ごとに必要性等を考慮し、取り決めていきます。

7 募集要項 P5.第 1-7- (4)

Q：「イ 但し同物件において他事業を併設する場合には按分となります。」について、具体的にどのような基準で按分されることになるのか。

A：事業所面積に対して、事業所ごとの配置職員数にて按分計算することとします。

8 募集要項 P7.第 2-3- (2)

Q：提出書類の 5 吹田市障がい者相談支援センター設置予定内容（様式第 9 号の 1）に

添付する事務所の賃貸借契約書（写し）について、2018年12月までの期間で契約し、事業受託が決定した後に2019年3月末まで延長（内装工事の実施）、2019年4月より5年間の契約を新たに締結するという条件での契約内容でも構わないか。
 A：センターの設置予定内容については、原則賃貸借契約書です。なお、委託契約時等において、事業開始できる場所を確保できていることが証明できれば、契約書ではなく手付金等の支払いを実施した書面等でも可とします。

9 仕様書 P3.第 3-3- (3)

Q：申請受付書類は、閉庁日を除き、受付日の翌々日までに障がい福祉室へ提出する。について、具体的にどのような方法で提出するのか（担当者が直接持参する以外の方法はあるか）。

A：申請書類については、個人情報保護（個人番号記入）の観点から、直接市役所へ持参することとしております。持参する人は、当該事業において雇用されている3名が行うこととしております。

10 仕様書 P5.第 3-4- (1)

Q：認定調査員の資格を取得することとされているが、認定調査も委託されるのか。委託される場合の委託件数（予定）は、月あたり何件程度か。また、認定調査に係る委託料は相談支援業務等委託費に含まれているのか。

A：月当たり7～12件です。また、認定調査に係る委託料は、相談支援業務等委託費に含まれます。

11 仕様書 P5.第 3-4- (1)

Q：「障害支援区分認定調査を行うこと」と説明があったが、市内6ブロックそれぞれの障害支援区分の認定を受けている障害者の人数をお示ししていただけますでしょうか。

A：市内6ブロックそれぞれの障害支援区分の認定を受けている障害者の人数は、次のとおりです。

平成30年9月現在

ブロック	JR以南	片山・岸部	豊津・江坂 南吹田	千里山 佐井寺	山田 千里丘	千里NT 万博・阪大
件数	317件	329件	328件	250件	379件	401件
1月当たり	約9件	約10件	約10件	約7件	約11件	約12件

障害支援区分の更新は3年に1回である為、1月当たりの件数は、件数÷3年÷12月で割り出しております。

12 仕様書 P6.第 4- (3)

Q：非常勤職員も可となっているが、非常勤として配置した人が、委託業務以外の曜日や時間帯に法人内での別の業務や個人的な仕事をすることは可能か。

A：本委託業務に従事している時間帯においては、他業務や個人的な仕事をする事は認められませんが、当該委託業務外においては、その限りではありません。ただし、委託業務の実施に支障のないようにしてください。

13 仕様書 P6.第 4- (5)

Q：同一敷地内であっても従業員を分けていれば、計画相談支援はやってもよいのか。

A：片山・岸部、豊津・江坂・南吹田、千里山・佐井寺地域に設置するセンターにおいては、当該事業に従事する専任の職員が確保できていれば、併設により、計画相談支援を実施することは構いません。ただし、内本町、亥の子谷、千里 NT の地域保健福祉センター跡を利用するセンターにおいては、認められません。

14 仕様書 P6.第 4- (6)

Q：開所時間内においては、1人以上の職員が事務室に残り、相談業務に対応できる体制を取ること」について、委託業務によりどうしても事務所に1人以上の体制を確保できない場合（例えば自立支援協議会の関係会議や訪問、市役所への書類提出などが重なった場合など）、どのように対応すればいいか（併設事業所の職員による事務所対応でも構わないか）。

専任体制での対応以外は不可の場合、事務所対応のために外部の会議を欠席するなどとは可能か。

A：開所時間内においては、最低でも1人の職員が事務室に残る体制を確保してください。なお、業務等でやむを得ず当該事業に係る職員が事務所に残れない場合の、併設事業所の職員又は留守番電話、転送電話等の対応については、協議事項とします。

15 仕様書 P7.第 6-2- (3)

Q：専用の事務スペース、相談室、給付業務の受付を行うスペースを確保すること。ただし、他のサービス事業所等との併設の場合は、相談室については、共用を認めるものとする。」について、相談室と会議室は相談室兼会議室として共用での設置でもいいか。

A：他の事業所等の併設の場合、共用は認めますが、委託事業の実施に支障がないようにしてください。相談室と会議室は分ける必要があります。

16 仕様書 P7.第 6-2- (3)

Q：専用の事務スペース、相談室、給付業務の受付を行うスペースを確保すること。ただし、他のサービス事業所等との併設の場合は、相談室については、共用を認めるものとする。」について、委託事業と併設事業の事務スペースは、間仕切りなどで明確に分離する必要があるのか。または、同一空間において事務機の配置を分離するという対応でも可能か。

A：他の事業所と併設している等の場合には、個人情報保護の観点から、他の事業所の職員からセンターの情報にアクセスし、閲覧することができないような措置（パソコンのセキュリティ対策、パーティションの設置等の対策）を講じておくこととしております。

なお、個人情報の保護を担保可能ならば、机を分離する対応でも構いません。